

事務連絡
令和6年11月1日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

妥結率等に係る報告書の見直しについて

令和6年3月の医療用医薬品の流通改善ガイドラインの改訂を踏まえて、令和6年度診療報酬改定において、医薬品取引状況に係る報告の見直しが行われ、「妥結率等に係る報告書」に、新たに「医療用医薬品の取引状況」、「医療用医薬品の流通改善に関する取組状況」に関する報告項目が追加されました。

これについて、別添の事務連絡のとおり、一般社団法人医薬品卸売業連合会に対して、医薬品卸売販売業者（以下、「卸売業者」という。）が、医療機関及び薬局（以下、「医療機関等」という。）との取引状況等を確認し、その結果を「妥結率等の報告における参考資料」（以下、「参考資料」という。）として、医療機関等に提供することを依頼いたしましたので、その旨をお知らせいたします。

医療機関等におかれては、卸売業者から参考資料として提出されますので、妥結率等報告を回答するにあたり、必要に応じて参考として活用していただきますようお願いいたします。

なお、卸売業者が参考資料を作成して医療機関等に提供するには、一定の準備期間が必要になるため、令和7年度の妥結率等の報告から実施することといたします。

つきましては、貴団体におかれましては、会員に対して周知を図られるようお願いいたします。



事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 1 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

妥結率等に係る報告書の見直しについて（依頼）

令和 6 年 3 月の医療用医薬品の流通改善ガイドラインの改訂を踏まえて、令和 6 年度診療報酬改定において、医薬品取引状況に係る報告の見直しが行われ、「妥結率等に係る報告書」に、新たに「医療用医薬品の取引状況」、「医療用医薬品の流通改善に関する取組状況」に関する報告項目が追加されました。

新たな報告項目は、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）が、医薬品卸売販売業者（以下「卸売業者」という。）との取引状況等を確認し、報告するものですが、卸売業者におかれても、医療機関等との取引状況等を確認し、その結果を医療機関等に伝えることは、双方の流通改善ガイドラインへの理解を深め、また、共通認識の形成に繋がるものと考えます。

そのため、卸売業者におかれては、従来からの報告項目である妥結率について、これまでも「妥結率の根拠となる資料」として、医療機関等への提供をお願いしておりますが、新たな報告項目である取引状況等については、医療機関等が報告する際の「参考となる資料」として、医療機関等の妥結率等の報告に併せて、別紙「妥結率等の報告における参考資料」を作成し、医療機関等に提供いただきますようお願いいたします。

なお、卸売業者が別紙を作成して医療機関等に提供するには、一定の準備期間が必要になるため、令和 7 年度の妥結率等の報告から実施することといたします。

つきましては、貴団体におかれましては、会員に対して周知を図られるようお願いいたします。

本資料の厚生局への提出は不要です。

別紙

妥結率等の報告における参考資料

医療機関・薬局名 殿

当社と貴施設における上半期の取引を踏まえて、妥結率等に係る報告書の
2. 医療用医薬品の取引の状況（１）及び3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況（１）から（４）に係る報告については、以下のとおりと考えますので、参考としてください。

2. 医療用医薬品の取引の状況

（１）価格交渉の方法（該当する項目に☑を記入すること。）

- ☐ 貴施設と直接交渉した。
- ☐ 貴法人の本部等と一括して交渉した。
- ☐ 価格交渉を代行する者と交渉した。

（２）略

3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況

（１）単品単価交渉の状況（該当する項目に☑を記入すること。）

- ☐ 全ての品目について単品単価交渉を行っている。
- ☐ 以下の特に医療上の必要性の高い医薬品の全てについて別枠として単品単価交渉を行っている。
基礎的医薬品、安定確保医薬品（カテゴリーA）、不採算品再算定品、血液製剤、麻薬及び覚醒剤
- ☐ 新薬創出等加算品目について単品単価交渉を行っている。
- ☐ 単品単価交渉を行っていない。

(2) 医療機関・薬局からの値引き交渉（該当する項目に☑を記入すること。）

- ☐ 取引条件等は考慮せず、ベンチマークを一律に用いた値引き交渉を行っている。
- ☐ 取引品目等の相違は考慮せず、同一の総値引率を用いた交渉を行っている。
- ☐ 取引条件等の相違は考慮せず、同一の納入単価での取引を求める交渉を行っている。
- ☐ 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っている。

(3) 妥結価格の変更（該当する項目に☑を記入すること。）

- ☐ 随時、医療機関・薬局と価格交渉を行っている。
- ☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていない。

2 (1) で「価格交渉を代行する者と交渉した」を選択した場合

(4) 価格交渉を代行する者の遵守状況（該当する項目に☑を記入すること。）

- ☐ 原則として全ての品目について単品単価交渉を行っている。
- ☐ 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っている。
- ☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていない。

医薬品卸売販売業者名（押印不要）